

ピューリタンの公教育構想と 18世紀の慈善学校

Puritan Public Educational Concepts and Charity Schools in the Eighteenth Century

成城大学文芸学部教授

鶴見良次 TSURUMI, Ryoji

イギリスの公教育制度論の源流

18世紀前半のイギリスで全国に盛んに建設された慈善学校(charity school)と呼ばれる貧民児童のための無償学校が、イギリスにおける「公教育」(public education)あるいは国民教育(national education)の1つの礎となったというのは定説と言ってよい。たとえばイギリス教育史の優れた入門書『初期近代イングランドの教育』の著者ヘレン・M・ジュールは、慈善学校の功績を「数多くの子供たちが読み書きを覚えた」ことであるとし、「まさしく最初の大衆教育(mass education)の試み」であったと評価している。ジュールは、それは貧民児童に社会階層的な上昇をもたらすものではなかったにせよ、次世代の若者が生活をしてゆくうえで、いく分かは役立ったとしている¹⁾。それまでの公的な教育がパブリック・スクールや文法学校における上中流階級男子子弟のためのラテン語、ギリシア語などの古典語・古典文学のそれに限定されていたのに対し、この時期に、生徒数は限定的であったにせよ、両性の貧しい子供たちのための読み書き教育が全国的な規模で行われるようになったのである。

この慈善学校教育を理解するうえで欠かせないのが、それに先立つピューリタン革命期における

民衆教育への公的介入の必要性についての議論の考察である。17世紀半ばから後半にかけての時期に民衆教育制度の必要が議論され、一部試みられた。W. A. ヴィンセントの著書『国家と学校教育 1640 - 1660』²⁾のタイトルが示唆するように、学校教育の国家による関与の歴史において、この時期の教育改革論は重要な意味を持つ。この時期に構想され、実践された多くの社会改革的企図の中で、教育制度改革は要^{かなめ}であった。そこには神学論争、教会改革論争とも深く関わる大学の改革論だけではなく、地域や階層を越えて全国に敷かれる初等中等段階の「公教育」制度の構想が含まれていた。その時期の公教育思想と慈善学校教育との繋がりを考えるうえで、慈善学校で用いられた英語教科書の著者にピューリタン革命を目の当たりにした世代の教育者、聖職者、文法家などが多く含まれていることも注目に値する。

本稿では、ピューリタン革命期の教育論のうち、モラヴィア出身の教育思想家ヨハネス・アモス・コメニウスの影響を受けたサミュエル・ハートリブ、ジョン・デュアリのものなど、貧しい子供たちのための読み書き教育を扱った論を取り上げ、そこに公教育制度論の1つの源流を見る。そのうえで、貧民への知識の普及や全国規模の教育制度の必要の認識のもとに進められた慈善学校教育の理念や実践が、どのように前世紀の教育制度改革

論を継承し、またそれとどのように異なるものであったかを検討したい³⁾。

ピューリタンの英語教育重視

イングランドにおける民衆の読み書き教育への王権の関与とも言うべきものは、古くは16世紀半ばに、民衆にキリスト教知識を得させるべく、各地の主教を通じて牧師に教会区の貧しい子供たちに少なくとも読み方を教えることが命じられたことに見られる。しかしそれは徹底されることなく、さらに1604年のハンプトン宮殿会議では教理問答の励行が指示されるに留まった⁴⁾。宗教改革期教育・学校史の古典『宗教改革期のイングランドの学校1546－8』の著者アーサー・フランシス・リーチが調査した記録中には、16世紀中葉のイングランドには259校が見られる。内訳は文法学校が193校、教会聖歌隊を養成するとともにレベルの高い初等教育を授ける讃美歌学校が23校、そして初等学校(elementary school)が22校、うち無月謝校(Free School)と呼ばれるものは6校あった。そのほかにも初等段階の教育を行うさまざまな学校が相当数存在した。初等学校で教えられた基本的な内容は、ABC(綴字)、リーディング、ライティング、あるいはそのすべて、すなわち英語の初歩的なスキルであった。ただしそれらの多くは決して貧民児童のためのものではなかった。また貧民児童が通うことのできた無月謝のものを含むほとんどの学校が、さまざまな資質や能力の個人の教師による、教育内容もばらばらのものであった。讃美歌学校をのぞけば、それらはいずれも遺贈基金管理下のものや法人組織などの下に置かれたものではなく、非公式のいわゆる「私立」の学校であった⁵⁾。この体制はピューリタン革命期まで基本的に変わらなかった。ことに教育改革が叫ばれた17世紀半ばには、一方で革命の混乱により初等教育が「酷く破綻した状態で」あったことがいくつかの調査からわかっている⁶⁾。ピューリタンによる貧民児童の公的教育についての構想は、こうした実情のもとに、また宗教改革期以来長く変わらない体制への批判から、緊要なものとして議論された。

そもそもピューリタンの教育重視、なかでも英語教育重視の姿勢はどのような理念に基づくものであったのだろうか。『宗教改革期イギリスにおけるプロテスタントという存在』の著者アレック・ライリーによれば、プロテスタントにとって「学ぶ」ことはきわめて重要な意味を持っており、それは信仰の第1歩と考えられていた。ピューリタン牧師のジェリマイア・ダイクは「無知な者は信仰誓約を行えない」と書き、ジョン・ドッドは「人は信じることに以上を知ることができるが、知ること以上に信じることはできない」と述べた。無知と罪、知識と美德は分かちがたいものであった。敬神の念は、プロテスタントの人々にとっては本によって得られるものであった。彼(女)等にとって読み方を学ぶことは、「英語の聖書」の読み方を学ぶことにはかならなかった。宗教改革第1世代のピューリタンは、英語の聖書がそれ自体で墮落やローマ・カトリックの教えを一掃するとさえ考えた。宗教改革はライリーが言うように、人々に聖書をあてがい、それに関心を持たせることの戦いであったとも言える⁷⁾。信仰生活は英語の聖書を読むことで成り立っており、民衆の英語(母語)の読み書き能力こそが、宗教改革の進展に欠かせないものとされたのである。

18世紀初頭の代表的な文法書の1つであるジェームズ・グリーンウッドの『実用英文法』(1711)の扉ページに「自国語の読み書きができるようになるまでは、いかなる外国語にも触れずにおこう」との文言が見られる。同書がピューリタンの言語教育観を継承したものであることを宣言していると考えられる。グリーンウッドはセント・ポール校副校長を務めた人物であるが、その教育思想においてはコメニウスの影響が認められる。コメニウスは母語教育を重視し、古典語優先の言語教育を批判した。彼は言語教育の基本原則の第1に、まず母語を学習し、次いで隣接国家の言語すなわち現代語を学び、そのうえでラテン語などの学術語へと進むべきとしている。序節で触れたように、コメニウスはその信奉者サミュエル・ハートリブなどのピューリタンの教育改革論者にすでに大きな影響を与えていたのである。

ヨハネス・アモス・コメニウスの イギリス招聘

コメニウスは、イギリス議会により教育改革案策定委員会委員を委嘱されて招聘されたとされ、1641年9月に来英した。前年11月に、下院議場でジョン・ゴードン主教はコメニウスとデュアリの教育改革論者としての功績を称え、2人を議会に招聘することを提案した。またその際にはハートリブを仲介にすることも忠言した。デュアリとハートリブについては次節で紹介する。来英したコメニウスは議長主催の晩餐会に招待され、また議場でのゴードンによる公式の歓迎の辞で、「その世評高き著作でよく知られる」人物と紹介された。コメニウスはある書簡の中で、イギリスでは若者が一人残らず教育を受けるべきとの議論が盛んに行われていると書いている。おりしも6月の国王派と議会派の抗争の開始から、42年の激しい内乱へと発展する時期にイギリスに滞在したことになる。同年10月にはエッジヒルの戦いで議会派が敗れている。混乱の中、委嘱があったとされる委員の職は結局果たされないうまま、1年足らずで6月にイギリスを立ち、スウェーデンへ向かった⁸⁾。

議会が改革の旗頭として期待を寄せたコメニウスの教育制度についての基本的な考えは、両性のすべての若者が公立の学校に送られねばならないというものである。『大教授学』（1639年頃完成）の第9章の冒頭（英訳）は次のようである。

1. The following reasons will establish that not the children of the rich or of the powerful only, but of all alike, boys and girls, both noble and ignoble, rich and poor, in all cities and towns, villages and hamlets, should be sent to school.⁹⁾

具体的には、12、3歳までの男女両性の生徒に母語を用いた教育をし、ラテン文法学校を経て、優等生をさらに数年間大学で学ばせるというものである。4つの課程から成っている。すなわち、1. 家庭教育、2. すべての子供のための初等学校教育、3. ラ

テン文法学校、4. 大学と海外旅行、である¹⁰⁾。

ここでは、第29章に示される初等学校の、とくに母語の読み書き教育について見ていきたい。階級、出自、性別を問わず、あまねくすべての子供が最初に通う学校として建設されるべきなのが公立の国語学校であると言う。子供を階級で分けたり、その能力を幼いうちから区別したりせず、すべての子供がまずそれらの学校で母語をしっかり身に付けることが必要であるとしている。就学年齢は6歳から12歳（あるいは13歳）までである。目的として12項目が挙げられている。そのうち、今日の英語（国語）教育の内容につながるものを挙げると、1. 母語で書かれた印刷物および書かれた物を容易に読めること、2. 最初は正確に、次に速く、最後には確信をもって、母語の文法規則に従って書けること、3. よく知られる唄を歌えること、4. 大多数の詩篇、讃美歌を暗唱すること、5. 教理問答、聖書物語などを学び暗唱すること、6. 道徳の原理を理解すること、などである。そのほかには、算数の基礎、家庭や国家など社会について、また歴史、天文、地理などについて学ぶことが挙げられている¹¹⁾。

1から6までの項目は、そのまま慈善学校がその目的として踏襲したものである。コメニウスの考えと慈善学校の教育実践に共通する基本原則は、初等段階の教育におけるラテン語に対する英語の優先、英語と歌唱・朗唱（音楽）教育の連動、英語と宗教・道徳教育の連動である。いずれも、アイザック・ウォッツが子供のための讃美歌集『聖なる歌』（1715）¹²⁾の序言で示した母語習得のための同書の教育的意義と重複する。ウォッツは慈善学校の建設に肩入れをした非国教徒で著名な讃美歌作家であった。同書は、18世紀を通じ、多くの慈善学校で教科書として用いられたものである。ウォッツがそこで謳うのは、同書の歌が特定の子供たち向けの内容となっておらず、裕福な子も貧しい子も、英国教徒でも非国教徒でも、幼児洗礼を受けていてもいなくても、ともに歌えることである。「より一般性のあるものにすることで、だれにも役立つようにした」と言う。幅広い階層の子供のための公教育の必要性とその目的に関す

る議論は、市民革命期からおよそ半世紀後まで、母語教育と宗教・道徳教育をめぐって行われ続けたと言える。

サムエル・ハートリブとジョン・デュアリ ——公教育構想と貧民対策

ピューリタン革命期の中心的な活動家で、コメニウスと公教育思想においても、また実際の教育改革の活動においても深いつながりを持ったのが教育改革家・農業思想家のサムエル・ハートリブである。コメニウスの招聘に尽力したことは前節で紹介した。コメニウスは、ハートリブから3通の熱心な訪英依頼の書簡をもらったと記している¹³⁾。ハートリブの教育改革論とその実践は、17世紀中葉の教育改革論議のおもな課題を最もよく示している。コメニウスの2つの教育論のトラクト(宗教・思想的小冊子)を『学校改革』(1642)(図1)のタイトルで英訳・出版した。そのほかにも教育改革の議論へのハートリブの貢献は多い。ジョン・ミルトンに『教育論』(44)の執筆を勧め、著者によって献呈を受け、ジョン・デュアリに『改革された学校』(c. 1650)を執筆させ序言を寄せている。その序言で、「教会とコモンウェルスの両方を改革する最も早い方法は、学校とそこでの教育を改革することであり、それらの学校を改革する方法は、そのなかに改革された教師を送り込むことである」と述べている。「コモンウェルス」(the Commonwealth)は、人々の共通の福利による社会の謂いである¹⁴⁾。

デュアリはスコットランドに生まれ、オランダで教育を受けたのち、ドイツ、ポーランドなどで聖職者として働き、その後イングランドに渡った。ハートリブとはポーランド時代に知り合ったとされる。改革運動のなかで2人が出したパンフレットの草稿の多くがデュアリによって書かれたものであった¹⁵⁾。教育改革を社会改革の要と捉えていた両者は、教会・国家の公益と児童教育の発展とを、常に密接な関係に置いていたことで共通する。伝統的な文法学校や大学の改革以上に、公立の普通学校、技術学校、極貧の子供のための救貧院の

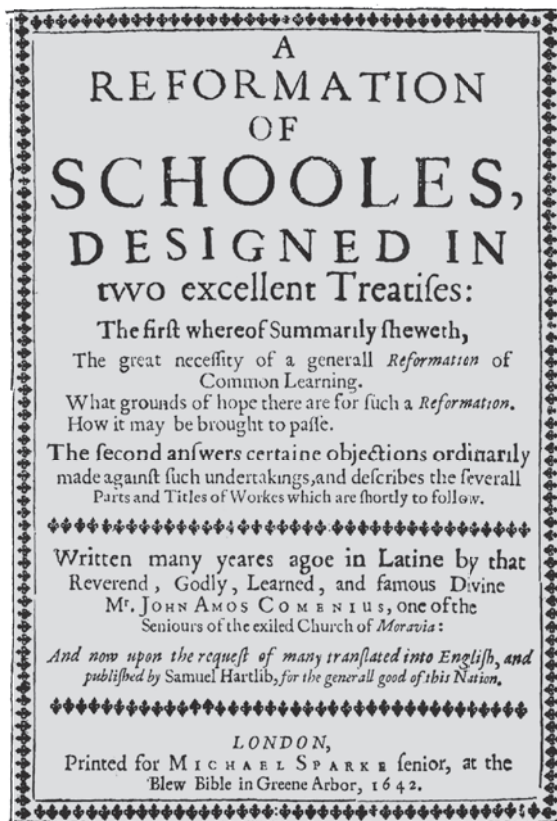


図1 コメニウス『学校改革』(1642)扉 (Lightning Source UK)

設立が優先的課題であるとした。そのためのデュアリは『時宜を得た論説』(1649)で、公教育を監督する中央官庁の必要を訴え、国が指名する「法務長官」「視学長官」によって公私の学校及びその教師の不備を指摘し是正を促すとしている。一方ハートリブは教育諮問会議法案委員会を提案しその構成員の推薦さえ行っている¹⁶⁾。

デュアリは、幼い子供に教えるべき内容を『改革された学校』で次の7項目にまとめている。そのうち読み書き教育に関わるのは、1. 母語をはっきりと話すこと、2. 母語を容易に、明瞭に、子供っぽい口調ではなく自然な音声で読むこと、3. 母語その他の言語の文字を正しく書写できること、の3点である。そのほか、教理問答、聖書、あるいは地理、歴史なども、算数、理科などとともに8、9歳までに教え、上級学校への進学に備えるとしている。また『学校教育論考』(1646)では、学校は事物の観念や母語を教える初等学校と古典語

などを教える上級学校があるとし、いずれも公立であるとしている¹⁷⁾。

ハートリブは『イングランドの教会・国家改革のよき完遂のための省察』(1647)と題されたパンフレットで、「為政者は学校を開設し、教師を派遣し、維持費を支給し、規則によって管理し、教育事業が正しくとり行われるよう指導者、監督官に監視させるべき」と述べた。ジョン・ウィリアム・アダムソンはその教育史における重要性をつとに指摘している。「為政者、すなわち議会は、コメニウスが『大教授学』で示した見解に倣って、学校制度を立て、維持すべき」であることを明確に示したものとして画期的だからである¹⁸⁾。

ハートリブがより広範な改革の見地から国家と貧民の子供の教育対策について論じたパンフレットに『(孤児の泣き声を聞こえなくすための) ロンドンにおける慈善の拡大』(1650)¹⁹⁾(図2)がある。表紙全体がタイトルとそれに続く長い副題とから成る。この時期のパンフレットの副題はむ

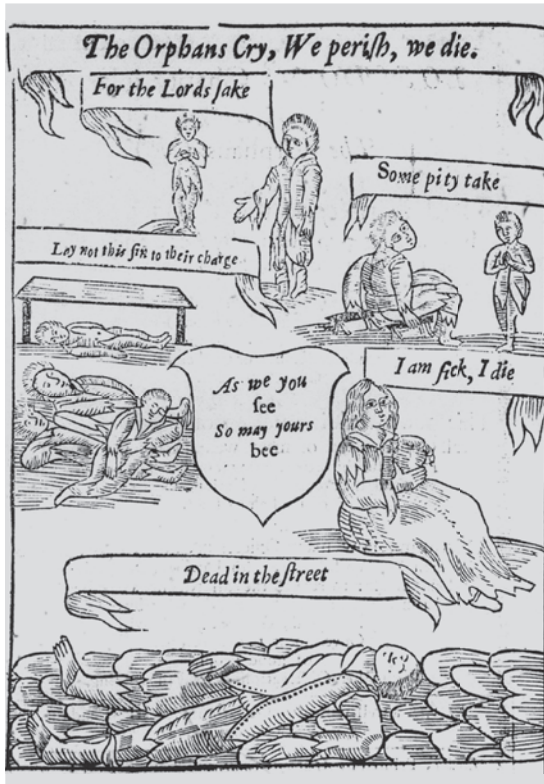


図2 ハートリブ『ロンドンにおける慈善の拡大』(1650)口絵(オーストラリア国立図書館蔵)

しろ論の概要に近い。タイトルに続き、「寛大なる議会が法の定めにより上下両院に交付金を降ろし、また貧民の就労、貧民児童の教育の諸策のために数千ポンドの支出を行う、それにより、貧しい若者の多くが良き政府、教育に恵まれないことで身を亡ぼすことなく、神とコモンウェルスに奉仕できるよう育てるための提案」とある。さらに、文言は続き、「神の栄光、国家の栄誉、力なき貧民の救いのために」、多くの良きロンドン市民による寛大な寄付を求めている。

全14項のうち、1から7までが改革遂行のための議会付属の組織(Corporation)の任務の説明である。ここでは初等教育や児童労働など、貧しい児童の教育と生活に関する部分について検討したい。まず教育に関する第6項目の前半を引用する。

6. I hope they will take care that poore Children may be taught to write and read two houres in a day, so that by that time the Boys come to the age of 12. 14. or 16. they will be able to read and write, fit for Apprentices, but such as are quick witted to make Schollars, and accomptants, or what they delight in, either for Sea or Land. (p. 10)

貧民児童の教育の目的は生業に就かせることである。学ばれる内容は読み書きであり、1日2時間の学習で就労に必要な能力が身に付くとしている。学校を出たあとは徒弟奉公をさせたり、成績が良ければ進学をさせるほか、会計など各人の好む仕事に就かせるとしている。14、16歳まで在籍した後の進路には文法学校や、そこからさらに大学への進学が含まれよう。したがって、一定期間就学するならば、文法学校でのラテン文法などの学習の基礎として必要な英語の読み書き能力を得たと考えられる。

第9項には子供が就く仕事の例が示されている。糸紡ぎ、編み物、縫製、織物、仕立て、衣服修理、手工芸など。第10項は子供に支給される衣服と食糧、第11項の救貧院の子供の余暇についての項では、太鼓、笛、喇叭など、軍隊で役員

つ楽器練習が挙げられている。1, 2週に1回練習をし、夏にはうまい子供を選抜し、他の救貧院の子供と合奏練習を行うなどとしている。これらの福利を通して頭角を現す貧民児童はやがてよき奉公先や主人に恵まれるであろうと言う。

貧民児童の福利のための経費については、救貧院の食費や職員の人件費、および、学費や食費を支弁できない親、子供に物乞いをさせる親、物乞いはさせないまでも貧しい親の子供のための食費などの具体的な概算がくわしく示されている。

そもそも宗教改革期の教育改革の動機の主たるものは、貧民の生活改善であった。1630年代から60年代まで長く続く経済不況のもとに人々の生活は困窮した。それに対する長期的で抜本的な対策として教育改革が求められたのである。ハートリブの民衆教育論からは、その対策が貧民対策＝管理のための国家による施策と法的整備の提案のなかに置かれたものであることがわかる。救貧院制度をもとに、国家的な法整備と予算措置を行い、また市当局、警察、教会などの連携によってより組織化した貧民対策を進める提案である。したがって、貧民児童には、物乞いの生活から脱し、下級労働者として生業に就くに足る最低限の読み書き能力を身に付けることが必要とされた。

この提案の実現のために公的な支援と法整備が求められることの理由として著者が強調するのは、その施策が公益に利するものであるという考えである。副題にある「神とコモンウェルスに奉仕できるよう育てるため」、「神の栄光、国家の榮譽、力無き貧民の救いのために」などの文言は、古い宗教的な書物の副題や献辞などに一般的によく見られる常套句のように響くが、実は17世紀のピューリタン作者の著書に特徴的に見られるものである。

教育を教会の発展や国家の公益に寄与するべきものとする捉え方は、多くのピューリタンやその後裔の教師や教育論者の基本的なものとなっていた。たとえば神学者でレスターのアシュビー＝ダ＝ラ＝ズーシュ校教師ジョン・プリングリーは、文法学校における英文法学習の重要性を主張し、その学習法、教授法を示した『ルーデッス・リテラリウス』(1612)

を著した。その副題中にも、同書が「若き教師や学生らのために」「教会とコモン・ウェルスのために」書かれたとの文言が見られる。『子供の歓び』(1671)の著者トマス・ライは、「1人の貧しい子供の教育のためだけにでも、おのおのの教会区に目を配ろうではないか。そうすれば(地理の専門家が間違っていなければイングランドとウェールズには9,725の教会区が存在するのだから)数年を経ずして、神を称え、王国とその人々に仕える、前途有望な若者のどれほどの軍団が現れようか」と訴えかける。また、ロンドンのセント・ポール寺院近くに寄宿学校を開いたエドワード・コカーの『熟練教師』(1696)はピューリタンの教育思想の影響を受けた著者による慈善学校教科書の1つである。「読者へ」と題された出版人による序言には、「だれもが認めるように、若者の教育は国家やその未来の繁栄にとって欠かすことのできない重要なものであり、なおざりにされてはならない」とし、子供の読み書き教育の重要性を訴える²⁰。これらの例からもわかるように、慈善学校の教師や教科書の著者のうち多くが宗教改革期に生を受け、またピューリタン革命を目の当たりにした世代であった。慈善学校教育に見られる英語中心主義と教育の教会と国家への寄与という理念は、ピューリタニズムの伝統を汲むものなのである。

さらに、ハートリブのパンフレットに含まれる軍国主義的性格も明らかである。冒頭にイギリス軍将軍に議会やロンドンへの働きかけを求める書簡が付されていること、子供の余暇の項で「多くの子供が好む戦時教練」という言葉があることに見られる。また犯罪行為歴のあるものを議会の承認のもとに植民地での労働に就かせるとする第5項にある施策には帝国の植民政策との連動が認められる。ピューリタン革命期の貧民児童の福利と読み書き教育についての議論は帝国の諸政策の文脈のなかにあると言える。

ウィリアム・デル

——大学改革の一環としての公教育構想等

コメニウスの影響下にあった教育思想家以外にも、教育の公的関与の必要を主張する多くの改革

論者がいた。ニュー・モデル軍の活動家で、後にケンブリッジのゴンヴィル・アンド・キーズ・カレッジ学寮長となるウィリアム・デルはその1人である。彼はおもに大学教育の内容と制度の改革案を提出したことで知られる。『学校、大学における学問の真の改革』と題されたパンフレットでは、古典語の教育はあくまでもキリスト教教学のために限定すべきこと、理数系学問の奨励、オックスフォード、ケンブリッジの知の独占を認めずに、各地に大学を設立することなど、教育制度全般についての具体的提案を行った²¹⁾。一方、大学での学問の基礎となるものとして、初等中等学校教育の改革についても言及している。子供たちが気随気ままな怠惰な生活に染まらないよう育てることの重要性を説き、公権力によって子供の教育を制度化する必要性を訴えた。「その目的のためには、国じゅうの学校がない地域に、都市や大きな町のみならず、小さな村々にもできるだけ多くの学校を建設するべきである」とした。教師の人選についても国家が関与し、特に大規模校の教師には敬虔な男性教師をあて、田舎の幼い子供を教える場合も、よほどの適任者でなければ女性教師は認めないとしている。カリキュラムについては以下のように書いている。

[I]n such schools, they first teach them to read their native tongue, which they speak without teaching; and then presently, as they understand, bring them to read the HOLY SCRIPTURES; which, though for the present, they understand not, yet may they, through the blessing of God, come to understand them afterwards.

都市や大きな町の学校では、ラテン語、ギリシア語、および旧約聖書の読解に役立つヘブライ語の教育を行う。ただしラテン語とギリシア語は、クリスチャンの教師によって、異教的要素を注意深く排除して教えられるべきであるとしている。それらには「異教徒の寓話、虚栄心、墮落、好色さ、邪神崇拜、邪悪さなどの要素が満ちている」

からであると言う。それまでの古典的な学問体系のなかに位置づけられた言語学習のありかたとは異なるのである²²⁾。

デルの論の中心は大学教育の改革であり、大学教育に直結するものとしての都市部などの中等学校の教育については言及されるが、幼い子供の教育の普及については基本的なことしか扱われていない。エリック・C・ウォーカーも言うように、デルは、広い意味では初等中等教育の国家的な制度の必要を述べているが、それは「スケッチ」の域を越えない。「就学の義務、学費、教員の給与、基本的教科の範囲」などについての規定を含む具体的な構想は示されていない²³⁾。聖書理解のための母語によるリーディング教育の必要を述べた^{くだり}件で、書記言語の習得を音声言語のそれと弁別し、母語は教えられなくても話せるが、読み方は学ばねばならないとしていることは興味深い。18世紀の慈善学校の英語（国語）教育では、一般に明瞭で好ましい音声言語＝話し方や音読法の習得が求められるからである。また、女性教師採用の制限は慈善学校の設立・運営諸規則にはない。いずれもデルの案が地域にさまざまな事情があることを勘案した具体的な学校運営の構想にまで達していなかったことを示していると考えられる。

そのほか、サミュエル・ハーマーはパンフレットで両院議員に向けて、全国の教会区で学校教育が行われることを求め、子供を樹木に喩えて、健全に育てることで神や国民に役立つ実り豊かな果樹となろうと書いた²⁴⁾。ディガーズ（真正平等派）の指導者ジェラード・ウィンスタンリーも男女が平等に教育を受けるべきと主張した。「子供には諸言語や歴史を教え、商売や肉体労働に従事できるよう教育すべきである」と言う。ただし、男女ともに教育を受けるべきとしながらも、その内容は大きく異なっている。女子は音楽、読書、裁縫、編み物、糸紡ぎを習うとしている²⁵⁾。また学ぶべき対象としての「言語」が複数形 (languages) で示されていることから、ウィンスタンリーの教育論が、母語の読み書きのみを学ぶ貧しい子供のためのそれではなく、ヨーロッパの現代語や古典語をも学ぶ高い階層の子供の教育を扱ったもの

であることがわかる。同様の構想は1659年のあるパンフレット²⁶⁾にも見られた。各教会区に7歳から14歳までの救貧院にいる者も含むすべての子供のための英語学校を、市の立つ町には10歳から14、16歳までの文法学校を建てることを提唱した。いずれもデル同様、貧民児童のための具体的な教育構想は示していない。

デルやウィンスタンリー等の例にも見たように、この時期は民衆教育制度がようやく構想され始めた段階であった。その時期に構想された貧しい子供のための学校は、世紀末までに初期の慈善学校として全国各地で徐々に見られるようになり、その理念と実践を継承する形で、一定の制度化が進められたと言えよう。H・ホールマンが公教育史の古典『イングランド国民教育—イングランドにおける公立初等学校の興隆』（1898）の巻頭で書くように、「労働者階級の子供のための初等学校は、一般的には、18世紀初頭まで存在しなかった」のである²⁷⁾。

ピューリタンの公教育構想から 慈善学校へ

慈善学校の発展において、大きな契機となったのは英国教会系慈善学校の連絡組織であるキリスト教知識普及協会（The Society for Promoting Christian Knowledge. 以後SPCKと略記）の1699年の設立であった。各教会区のおもに中流階級の篤志家らからの設立・維持会費に基づいて運営される学校の設立と運営に関する助言を行い、推薦教科書の出版の監督などを行った。その会員制寄付申し込み書には学校建設の趣意が次のように示されている。

Whereas Prophaness and Debauchery are greatly owing to a gross Ignorance of the Christian Religion, especially among the poorer sort: And whereas nothing is more likely to promote the Practice of Christianity and Virtue, than an early and pious Education of Youth: And whereas many Poor People are

*desirous of having their Children Taught, but are not able to afford them a Christian and useful Education: We whose Names are under-written, do hereby agree to pay Yearly, at Four equal Payments, (during Pleasure) the several and respective Sums of Money over against our Names respectively subscribed, for the setting up of a Charity-School in the Parish of _____ in the City of _____ or in the Country of _____ for teaching [Poor Boys and Girls, or] Poor Children to Read, and instructing them in the Knowledge and Practice of the Christian Religion, as profess'd and taught in the Church of England; and for Learning them such other Things as are suitable to their Condition and Capacity.*²⁸⁾

ローマン体で強調されたいくつかの語を用いて述べられているのは、1.「流神」と「放埒」が貧民の間に見られる宗教知識の欠如からくるものであること、2.若者の「キリスト教精神」と「美德」をはぐくむ教育の必要性、3.自らの子供に教育を受けさせることを願う「貧しい人々」が存在すること、そしてそれらのことから、4.「貧しい少年少女」のための「慈善学校」に支援を行うとの意思表示である。階層においてはこれまで公的な学校教育の恩恵に浴することのなかった貧民の男女児童を対象とした教育が、さらに申込者が書き込む詳細な地名を考え合わせれば、地域的にはあまねく全国津々浦々の教会区に広がる教育が目指されていることがわかる。こうした地域、生徒の属する社会階層、あるいは性別を超えた教育の構想は、これまで瞥見してきたように、市民革命の時代にすでに出されていたものであった。

興味深いのは、先に紹介したデュアリが初等学校の母語教育のカリキュラムに挙げる3つの項目は、18世紀の慈善学校のそれとほぼ同じであることである。18世紀を通して、教師のための指導マニュアルとして用いられたジェイムズ・トールボットの『クリスチャンの教師』（1707）²⁹⁾では、リーディングの指導は次のように指示されてい

る。1. スペリング・ブックを用いてのアルファベット、綴字法、音節の学習。2. 文として単語を結び付けて読む練習。特に注意すべきは、生来のものでない訥弁や吃音、子供どうして影響しあいがちな不快な口調を避け、各音節、各語を「はっきりと、明瞭に、聞き取りやすく発音すること」であるという。3. 句読法を教え、「文ごとにはっきりとわかりやすく読み、その内容を意識し理解するようにさせる。」(79頁) トールポットのリーディング教育の教授法の基本は、宗教的なテキストを聞き、読み、暗唱することで、内容と表現を一体のものとして身につけてゆくというものである。教材としては、1. 教理問答書、2. 祈祷書、3. 詩編歌集、4. 聖書、5. 教理問答解説書、6. リチャード・アリストリーの『人間の義務の全容』(1658)³⁰⁾が挙げられている。慈善学校教育に携わった多くの人々が、英国教徒を含め、前世紀の民衆教育改革議論の直接的な影響下にあったことは明らかである。

教育の国家的介入からの距離

チャールズ・ウェブスターが書くように、この時期のハートリブ周辺の教育改革論者は現行の学校制度への批判に基づく実践的で総合的な教育改革の枠組みを、その実現の可能性の低さに臆することなく提示した³¹⁾。その基本的な精神や具体策はそれ以後のイギリスの教育改革のなかにさまざまなかたちで生かされたと言ってもよい。ただし、そのラディカルな改革は革命期自体の混乱やそれに続く王政復古以後の政治・社会状況の変動の中では進展しなかった。慈善学校と呼ばれる最初のもは1680年にロンドンのホワイト・チャペルに立てられた。85年頃から、遺贈基金によらず、寄付金拠出者委員会によって経営される学校が徐々に見られるようになる。SPCKが採ったのがその経営方式であった。ハートリブ、デュアリラの構想は、世紀後半の数十年をかけて、新しい経営方式による、より広範な貧民児童教育の実践として試みられることとなる。

今日一般に「公教育」が意味するものは、国家によって、あるいは国家の働きかけによって施行

される教育制度のことである。近代国家が教育に介入することの必要を訴える改革者たちのアイデアは、明らかに近代的な国家体制のなかに民衆教育を位置づけるものであった。実際の公教育制度の出発を1833年の議会による初等教育への最初の補助金交付の決定、39年の枢密院教育委員会の設置などの時期に見ることもできる。SPCKは、英国教会の聖職者によって結成された組織であり、英国教会の支配下にあった。その限りにおいて、慈善学校も基本的には国家体制との繋がりは深い。しかしその一方、SPCKは、学校の経営を国費や国が管理する遺贈基金によらないヴォランティアズムに基づく方式を採用したことによって、国家とは一定程度独立した公教育制度の基本を作ったとも言える。19世紀に入ると、その体制は、イギリス内外教育協会(The British and Foreign School Society)と多くのSPCK校を継承した国民教育協会(The National Society for Promoting the Education of the Poor in the Principles of the Established Church)という2つの教育振興組織のヴォランティアズムによる学校建設・運営に継承されて発展し、来るべき公教育制度の成立に大きな影響を与えた。ホールマンが言うように、国民教育は18世紀初め、すなわち慈善学校の興隆期にその端緒を見た。18世紀に全国に建設された慈善学校がイギリスの公教育制度の成立の礎となったと言えるのは、それが市民革命期に提案された近代国家のための教育改革論を一部実践したものであるとともに、国民教育協会の成り立ちに見るように、公教育制度の整備が引き続き教会権威の影響下に行われたことにもよるのである³²⁾。

追記 本稿は平成30年度成城大学特別研究助成(研究課題「ピューリタン革命期イギリスの民衆教育」)に基づく研究成果の一部である。

注

- 1) Helen M. Jewell, *Education in Early Modern England* (London, 1998), p. 97を参照。
- 2) W. A. L. Vincent, *The State and School Education 1640-1660: A Survey Based on Printed Sources* (London, 1950).
- 3) 人物の伝記的記述にあたっては適宜 *Oxford Dictionary of National Biography* をも参照した。
- 4) Norman Wood, *The Reformation and English Educa-*

- tion: *A Study of the Influence of Religious Uniformity on English Education in the Sixteenth Century* (London, 1931), pp. 27-29; Charles Birchenough, *History of Elementary Education in England and Wales from 1800 to the Present Day* (London, 1938), p. 5., note 2 を参照。
- 5) Arthur F. Leach, *English Schools at the Reformation 1546-8* (Westminster, 1896), part I, pp. 91-92; H. Holman, *English National Education: A Sketch of the Rise of Public Elementary Schools in England* (London, 1898), pp. 9-11; John Lawson and Harold Silver, *A Social History of Education in England* (London, 1973), pp. 133-34 (ジョン・ロースン, ハロルド・シルバー著『イギリス教育社会史』学文社, 2007, 168-70頁), Patricia Crawford, *Parents of Poor Children in England, 1580-1800* (Oxford, 2010), p. 133 を参照。
- 6) David Cressy, *Literacy and the Social Order: Reading and Writing in Tudor & Stuart England* (Cambridge, 1980), p. 172 を参照。
- 7) Alec Ryrie, *Being Protestant in Reformation Britain* (Oxford, 2013), pp. 262, 265, 270 を参照。
- 8) J. E. G. De Montmorency, *State Intervention in English Education: A Short History from the Earliest Times down to 1833* (Cambridge, 1902), p. 100; Vincent, p. 23; John Edward Sadler, *J. A. Comenius and the Concept of Universal Education* (London, 1966), pp. 122-24 および相馬伸一『教育思想とデカルト哲学—ハートリブ・サークル 知の連関』(ミネルヴァ書房, 2001), 51 頁を参照。
- 9) M. W. Keatinge, *The Great Didactic of John Amos Comenius: Now for the First Time Englished with Introductions, Biographical and Historical* (London, 1896), p. 218.
- 10) Montmorency, p. 100 を参照。なお, 高等教育の仕上げに 18 世紀にイギリスで流行するいわゆる「グランド・ツアー」のアイデアが含まれていることは汎ヨーロッパ的思想家のそれとして興味深い。
- 11) Keatinge, pp. 418, 420-21.
- 12) I. Watts, *Divine Songs Attempted in Easy Language for the Use of Children* (London, 1715).
- 13) Charles Webster, *Samuel Hartlib and the Advancement of Learning* (Cambridge, 1970), pp. 28-29 を参照。
- 14) John Amos Comenius, *A Reformation of Schooles, Designed in Two Excellent Treatises* (London, 1642); John Milton, *Tractate of Education* (London, 1644); John Dury, *The Reformed School* (London, [c. 1650]), in Webster, p. 142. 'the Commonwealth' の概念については, 相馬, 95 頁を参照。
- 15) デュアリによるパンフレットの草稿の執筆については Webster, p. 8 を参照。
- 16) John Dury, *A Seasonable Discourse* (London, 1649). Webster, pp. 50, 58 を参照。
- 17) John Dury, *Exercitation of Schooling* (London, 1646). 相馬, 146 頁に引用されている。なお, デュアリのいくつかのパンフレットの邦題も同書から拝借した。
- 18) 引用を含め, John William Adamson, *Pioneers of Modern Education 1600-1700* (Cambridge, 1905), pp. 107-08 を参照。
- 19) [Samuel Hartlib], *Londons Charity Inlarged, Stilling the Orphans Cry* (London, 1650).
- 20) [John, Brinsley], *Ludus Literarius: or, The Grammar Schoole* (London, 1612). 同書については, 拙論「ラテン語文法訳読と母語教育—ジョン・プリンズリー『ルードゥス・リテラリウス』と 17 世紀イギリスの英語教育」(『成城文藝』200 号, 2007, (65) - (79) 頁を見よ。Tho [mas] Lye, *The Childs Delight* (London, 1671). [Edward] Cocker, *Cockers Accomplish'd School-Master: Containing Sure and Easie Directions for Spelling, Reading, and Writing English* (London, 1696).
- 21) ピーター・バークは, デルの教育改革論への再評価はクリストファー・ヒルの功績の 1 つとしている。Peter Burke, 'William Dell, the Universities and the Radical Tradition', in *Reviving the English Revolution: Reflections and Elaborations on the Work of Christopher Hill*, ed. by Geoff Eley and William Hunt (London, 1988), pp. 181-89 (p. 181) を参照。
- 22) William Dell, 'The Right Reformation of Learning, Schools and Universities, According to the State of the Gospel', in *The Works of William Dell, Minister of the Gospel and Master of Gonvil and Caius College, in Cambridge* (New York, 1816), p. 587.
- 23) Eric C. Walker, *William Dell: Master Puritan* (Cambridge, 1970), pp. 149-50 を参照。
- 24) Vincent, pp. 19-20.
- 25) Christopher Hill, *The World Turned Upside Down: Radical Ideas during the English Revolution* (1972, London; repr. Harmondsworth, 1984), p. 137 を参照。
- 26) *Chaos; or, A Discourse, Wherein Is Presented... A Frame of Government by Way of a Republic*. John Lawson and Harold Silver, p. 149 (邦訳, 189 頁) を参照。
- 27) Holman, p. 9. 梅根悟は「16, 7 世紀の間は, そのような国家的教育制度, 国民教育制度の創造といったことは, 国家権力のプログラムにはのらなかった。大学以外の学校については, 国王たちは無関心であり, 手をさしのべようとはしなかった」とし, 「ルーテル派の新教領邦諸国」でもその制度化の試みは「空文的な立法に終って実を結ばなかった」と書いている。『国民教育思想の時代 (西洋教育思想史 2)』(誠文堂新光社, 1968), 5 頁。
- 28) 'A Form of a Subscription for a Charity School', in *An Account of Charity-Schools Lately Erected in England, Wales, and Ireland* (London, 1706), p. 22.
- 29) James Talbott, *The Christian School-Mater: or, The Duty of Those Who Are Employ'd in the Publick Instruction of Children: Especially in Charity-Schools* (London, 1707).
- 30) ブリティッシュ・ライブラリーで最も古い版は Richard Allestree, *The Practice of Christian Graces; or, The Whole Duty of Man Laid down in a Plain and Familiar*

Way for the Use of All, but Especially the Meanest Reader (London, 1659).

31) Webster, p. 57 を参照。

32) ヴォランティアズムに基づく慈善学校教育を19世紀中葉における教育制度の諸整備に先立つ「公教育」として

捉えうるとする議論については、村岡健次「近代イギリス民衆教育史の再検討—宗教教育の視点から」(藤田英典, 黒崎勲, 片桐芳雄, 佐藤学編『教育学の最前線』(「教育学年報」10巻, 世織書房, 2004), 139-54頁を見よ。